

令和2年4月1日
介護老人保健施設アルカディア
施設長 十河 真人



民法改正に伴う身元引受人への対応について

令和2年4月1日より民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が施行されることに伴い、当施設では利用料の身元引受人に対する極度額の設定を、下記のとおりといたしますのでご了承下さい。
皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

・身元引受人の極度額の設定

入所	2,000,000円
短期入所療養介護	500,000円
通所リハビリテーション	500,000円

※ご不明な点がございましたら、支援相談員にお尋ね下さい。